

令和3年5月14日
記者発表資料

土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域の指定 及び指定に関する図面の閲覧について

—土砂災害から「いのち」を守るために—

県では、がけ崩れなどの土砂災害から「いのち」を守るため、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域等の指定を進めています。

急傾斜地の崩壊に係る土砂災害特別警戒区域[※]を本日指定しましたので、お知らせします。

つきましては、指定に関する図面について、次のとおり閲覧に供します。

※ 土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

1 新たに土砂災害特別警戒区域を指定する市区町村

- (1) 横浜市鶴見区
- (2) 横浜市神奈川区
- (3) 横浜市旭区
- (4) 横浜市緑区
- (5) 横浜市青葉区
- (6) 横浜市都筑区
- (7) 横浜市戸塚区
- (8) 秦野市
- (9) 二宮町
- (10) 松田町

※ 一部隣接する他の市区町を含みます。

※ 土砂災害特別警戒区域の指定に合わせ、既に指定している土砂災害警戒区域が変更となる箇所もあります。

2 指定に関する図面の閲覧場所

指定する市区町村	閲覧場所	所在地
横浜市鶴見区 横浜市神奈川区 横浜市旭区 横浜市緑区 横浜市青葉区 横浜市都筑区 横浜市戸塚区	横浜川崎治水事務所	〒220-0073 横浜市西区岡野2-12-20 (横浜西合同庁舎内)
秦野市 二宮町	平塚土木事務所	〒254-0073 平塚市西八幡1-3-1 (平塚合同庁舎内)
松田町	県西土木事務所	〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島 2489-2 (足柄上合同庁舎内)
上記の市区町 (横浜市鶴見区等)	県土整備局 河川下水道部砂防海岸課	〒231-8588 横浜市中区日本大通1 (神奈川県庁新庁舎 11 階)

※ 下記の市役所等でも閲覧できます。

横浜市：横浜市建築局企画部建築防災課（横浜市中区本町 6-50-10 市庁舎 25 階）

秦野市：秦野市暮らし安心部防災課（秦野市桜町 1-3-2 西庁舎 3 階）

二宮町：二宮町防災安全課危機管理班（中郡二宮町二宮 961 町役場 2 階）

松田町：松田町総務課安全防災担当室（足柄上郡松田町松田惣領 2037 役場庁舎 3 階）

3 その他

指定に関する図面は、「[神奈川県土砂災害情報ポータル](#)」でも閲覧できます。

問合せ先

神奈川県県土整備局河川下水道部砂防海岸課

課長 加藤 電話 045-210-6500

審査グループ 北田 電話 045-210-6505

急傾斜地グループ 秦 電話 045-210-6508